

# SATO 社会保険労務士法人 News Letter

2018年8月号 (No.109)



8月26日に第50回社会保険労務士試験がございますが、社会保険労務士試験は受験者数 42,641 人・合格率 5.7%(過去5年間の平均)といった状況です。

そこで、改めて、社会保険労務士の業務について労働保険料申告や保険関係成立についてスポットをあててご紹介させていただきます。

## ～今月の特集～

1. 社会保険労務士とは
2. 労働保険料申告（年度更新）について
3. 関係成立届について



## 1. 社会保険労務士とは

人材に関する専門家であり、労働・社会保険に関連する法令遵守と、事業の成長や労働者が働きやすくなるようサポートすることが、社会保険労務士の役目となります。

企業における採用から退職までの「労働・社会保険に関する諸問題」や「年金の相談」に応じるなど、業務の内容は広範囲にわたります。

### ■主な業務内容

#### ①社会保険適用事業所該当・非該当・登録内容変更手続

事業所が健康保険・厚生年金保険適用を受けようとするときや、事業所の名称・所在地変更、事業主変更や事業所に関する諸事項の変更があったとき、適用事業所が廃止等により適用事業所に該当しなくなったときに手続を行います。

#### ②社会保険・労働保険の資格取得・資格喪失・登録内容変更手続

従業員の入社・退職・死亡、家族を被扶養者として追加削除、従業員及び扶養家族の氏名・住所の変更や、健保証・年金手帳・雇保証などを紛失したときに手続を行います。

#### ③社会保険・労働保険の給付金請求

従業員及び被扶養家族が出産・産前産後休業・育児休業・60歳に到達・私傷病・仕事中通勤中に怪我・介護休業・死亡の際に、各種給付金の請求手続を行います。

#### ④健康介護保険適用除外・社会保障協定・労災保険特別加入

従業員を海外勤務にした又は、海外から国内勤務にしたとき行う手続です。

#### ⑤月額変更届・算定基礎届

健保・厚年の保険料や給付保険の算出に必要な標準報酬月額を、現在の報酬額との間に大きなズレが生じないように、見直しや改定を行う手続です。

#### ⑥労働保険概算・確定保険料申告

労働保険料（労災・雇用保険料）の申告・精算を行う為、申告書の作成や申請手続を行います。

#### ⑦各種助成金などの申請

国の政策として、雇用や人材の能力開発等に関する助成金がございます。助成金は事業運営の強い味方となりますので、受給出来るよう支援いたします。

#### ⑧労働者名簿、賃金台帳の調製

労働者名簿及び賃金台帳などの法定書類を適正に作成できるよう支援いたします。

#### ⑨就業規則・36協定の作成、変更

法改正に対応した就業規則、また、労働環境にしっかりと配慮した労使協定（36協定）の作成・見直しを支援いたします。

## 2. 労働保険料申告（年度更新）について

皆様、既に労働保険料申告（年度更新）はお済の事と存じます。年度更新は1年に一度、年度分の労働保険料を納付すべく保険料算出・申告書作成・納付などを行う為、一大イベントといっても過言ではありません。ここで年度更新について、おさらいしましょう。

### ■労働保険の年度更新とは？

労働保険の保険料（労災保険料・雇用保険料）を概算で申

告・納付し翌年度に確定申告の上、精算することになっており、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付の手続きしていくことを「労働保険の年度更新」といいます。

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を「保険年度」として、計算することになっています。全ての労働者（雇用保険は、被保険者のみ）に支払われる賃金総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定となります。保険年度ごとに概算で保険料を納付し、賃金総額が確定したあとに精算する方法を取っており、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付手続が必要となります。5月末頃に労働局から事業主宛てに労働保険に関する書類一式が送付されます。年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行います。

### ■平成30年度変更点は？

労働者災害補償保険法施行が改正され、以下の5つが改正となりました。

- ①業種ごとに決められた労災保険率の一部が平成30年4月から変更
- ②社会復帰促進事業等<sup>注1</sup>に必要費用の限度額引き上げ
- ③家事支援従事者に係る労災保険特別加入制度の新設
- ④時間外労働上限規制等に関して中小企業事業主に対する助成金の内容拡充
- ⑤介護（補償）給付等に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額引き上げ

#### 注1 社会復帰促進事業

- ・被災労働者の社会復帰を促進する事業
- ・被災労働者とその遺族を援護する事業
- ・労働災害の防止や職場環境の改善などの事業

今回全54業種中23業種の労災保険率が改定対象となっており、本年度の年度更新では、概算保険料の算定において新保険率が適用されております。

※雇用保険料率は昨年度から変更はありません。

一般事業 労働者負担 3/1,000  
事業主負担 6/1,000

### ■平成30年度の保険料納付期限

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
口座振替納付日	9/6	11/14	2/14	3/31
振込	7/10	10/31	1/31	3/31

※第4期に関しては単独有期事業（事業の期間が予定される事業）のみ対象の納期となります。

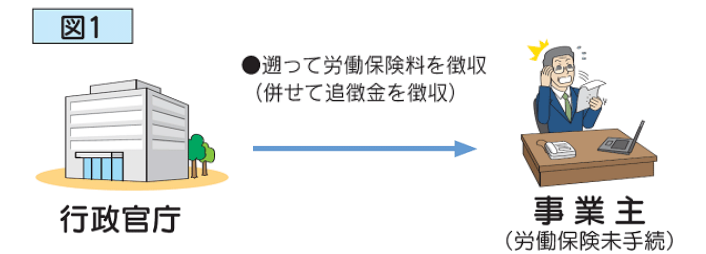
## 3. 関係成立届について

労働保険は政府が管理し、運営する強制的な保険です。事業主は関係成立届を提出することにより労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。

### ■成立手続きを怠っていた場合

労災保険の成立手続きの指導を受けたにも関わらず未手続きだった場合、事業主に対し行政庁の職権による手続きと労働保険料の認定決定が行われます。

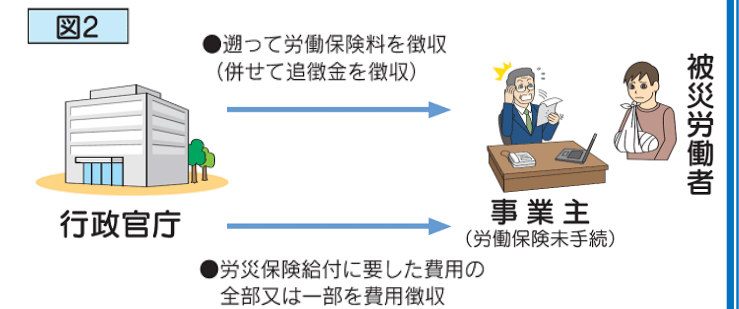
その際、①労働保険料（遡及） ②追徴金 が徴収されます。



### ■労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度が強化

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになっています。※下記のほかに労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収されます

- ①最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
- ②故意又は過失により、労災保険給付額の40%又は100%



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス  
〒060-0906  
北海道札幌市東区北6条東2丁目3番1号  
Tel: (011) 351-3010

